

諮問第 108 号

行財政運営審議会

兵庫県行財政運営方針の変更の案について（諮問）

行財政の運営に関する条例（平成 30 年兵庫県条例第 40 号）第 2 条第 1 項の規定による兵庫県行財政運営方針を変更したいので、同条例第 7 条第 2 項第 1 号の規定により諮問します。

令和 3 年 12 月 21 日

兵庫県知事 齋藤 元彦

